

岐阜市立女子短期大学学則

制定 昭和29年 4月 1日

改正 平成23年 4月 1日

第1章 総 則

(趣旨及び目的)

- 第1条** 岐阜市立女子短期大学（以下本学という）は、女子に対して幅広く深い教養及び総合的な判断力を養成し、豊かな人間性を涵養するとともに、専門的な知識と技能を授け、有為な社会生活を営み、かつ地域社会の発展に貢献する人材を養成することを目的とする。
- 2 上記の目的を達成するために、本学は、学校教育法（昭和22年法律第26号）、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）及びこれらに基づく命令の規則ならびに岐阜市立女子短期大学条例（昭和39年条例第27号）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。
- 3 本学は、第1項の目的を達成するため、授業内容や方法の絶えざる改善を図るための組織的研修や研究（ファカルティ・ディベロップメント、以下「FD」という。）を実施するものとする。
- 4 FDに関する必要な事項は、別に定める。
- 5 本学は、その教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うとともに、学校教育法第109条2項に規定する認証評価機関による評価を受けるものとする。
- 6 前項の点検及び評価に関して、必要な事項は別に定める。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科の学生定員及び教育目標)

第2条 本学の学科及びそれぞれの学生定員は、次の表のとおりとする。

学 科 名	入学定員	収容定員
英語英文学科	50人	100人
国際文化学科	60人	120人
食物栄養学科	60人	120人
生活デザイン学科	60人	120人
計	230人	460人

第3条 前条の学科の教育目標は、次の表のとおりとする。

- 英語英文学科 英語コミュニケーション能力を身につけ、英語と英米文化に関して理解を深めることで未知なる発想様式に目を開き、国際感覚を養い、国際社会や地域社会で積極的に活躍できる人材の養成
- 国際文化学科 世界の多様な文化や価値観を理解し、言語コミュニケーション能力や情報コミュニケーション能力を身につけ、国際化・情報化した現在の社会において積極的・主体的に活躍できる人材の養成

食物栄養学科 人々の健康維持・増進を図ることを目的に、人体、疾病、食品関係など幅広い分野の専門知識を身につけ、健康な食生活を企画・実践できる人材と、地域社会において栄養指導などに積極的役割を果たせる栄養士の養成

生活デザイン学科

ファッション、建築・インテリア、グラフィックなどの分野において、素材選定から設計、制作に至るデザインの専門知識や技能を身につけ、人々の生活環境の向上に活躍できる人材の養成

(修学年限及び在学年限)

第4条 本学の修学年限は2年とする。

2 学生は4年を超えて在学することはできない。ただし、これに休学期間は算入しない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第6条 学年を2学期に分ける。

前期 4月1日から9月19日まで

後期 9月20日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日、土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 春季、夏季及び冬季休業日

2 前項第3号の期間については、年度初めに学長が定める。

3 学長は第1項の規定にかかわらず、臨時休業日を設け、又は休業日に授業を行うことができる。

(授業日数)

第8条 1年間の授業日数は、定期試験等の日数を含めて、35週にわたることを原則とする。

第4章 入学、退学、転学及び休学等

(入学の時期)

第9条 入学（転入学及び再入学を含む。）の時期は、学年の始めとする。

(入学者)

第10条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、本学が行う入学者の選抜に合格し、かつ学長が入学を許可した者とする。

(1) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者

- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年度文部科学省令第1号）による高等学校卒業認定試験に合格した者（同規則付則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (6) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者
（入学出願の手続き）

第11条 本学に入学を希望する者は、本学所定の入学願書のほか必要書類に入学検定料を添えて、学長に提出しなければならない。

- 2 前項の提出書類などの提出時期、提出方法、提出すべき書類等については、別に定める。
（入学手続及び入学許可）

第12条 本学の入学者選抜に合格した者は、指定の期間内に誓約書のほか所定の書類に入学料を添えて、学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対して入学を許可する。
（転入学及び再入学）

第13条 本人の願いにより本学を退学した者で1年以内に再入学を願い出た者は、審査のうえ、学長が再入学を許可することができる。

- 2 再入学に関して必要な事項は、別に定める。

第14条 他の大学の相当学年から転入学を願い出た者は、審査のうえ学長が転入学を許可することができる。

- 2 転入学に関して必要な事項は、別に定める。
（転科）

第15条 本学内で他の学科へ転科を希望する者は、審査のうえ学長が転科を許可することができる。

（退学及び転学）

第16条 退学しようとする者は、学長の退学許可を得なければならない。

- 2 学長は、死亡した者を退学とみなすことができる。
（転学）

第17条 他の大学等への転学を希望する者は、学長の転学許可を得なければならない。

（休学及び休学期間）

第18条 病気その他やむを得ない事情により休学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

2 疾病のため、修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

3 休学期間は、通算して2年を超えることは出来ない。

(復学)

第19条 休学期間満了のとき、又は休学期間内にその事由が消滅して復学しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第20条 学長は、次の各号の一に該当する者を除籍することが出来る。

- (1) 第4条第2項の規定に該当する者
- (2) 第18条第3項に規定する休学期間を超えてなお復学しない者
- (3) 授業料納入の督促を受けてもなお納入しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

第5章 授業科目及び履修方法

(授業科目及び履修単位数)

第21条 授業科目を教養教育科目と専門教育科目に分ける。

2 授業科目の種類とその単位数等は、別表のほか学修規程に定める。

(授業の方法)

第22条 授業の方法は、講義、演習、実験、実習及び実技とする

2 前項の授業を、多様なメディアを利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で行うことがある。

(単位の計算方法等)

第23条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて、その授業による教育効果や授業時間外の必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする
- (2) 演習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする
- (3) 実験及び実習については、45時間の授業をもって1単位とする

2 一つの授業で、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合は、その組み合わせに応じて、前号に規定する基準を考慮して、別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(履修の方法)

第24条 各学科の授業科目は必修科目及び選択科目とし、各学科の学生が修得しなければならない授業科目、単位数は、この学則に定めるもののほか、別に学修規定に定める。

(履修すべき授業科目の登録)

第25条 学生は、毎学期始めに履修しようとする授業科目を登録し、学長の許可を受けなけれ

ばならない。

- 2 学生は、前項で許可された授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を取得することはできない。

(履修授業科目の単位認定)

第26条 授業科目の単位認定は、授業科目を履修して成績審査に合格した者に対して、学長がその授業科目の単位の修得を認定する。

(成績審査)

第27条 前条の成績審査は、筆記試験、口述試験、論文、報告書、その他によって行う。

(学習の評価)

第28条 前条の成績審査の評価は、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

- 2 成績評価の基準については別に定める。
- 3 成績審査としての試験は、原則として学期末又は学年末とする。ただし授業科目の担当教員が必要と認める時は、上記以外の時期に行うことが出来る。
- 4 病気その他やむを得ない事故や事情により試験を受けることが出来なかった場合は、追試験を行うことが出来る。

(他の短期大学等における授業科目の履修等)

第29条 第26条の規定にかかわらず、学長は教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修して修得した授業科目の単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、学長は教育上有益と認めるときは、学生が短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修によるものとみなし、単位を与えることができる。
- 4 前項の規定により認定することが出来る単位数は、第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。
- 5 単位互換協定に基づいて学生が他の大学、短期大学、高等専門学校又は外国の大学において履修した授業科目の単位の修得認定については別に定める。

(入学前の既修得単位数等の認定)

第30条 学長が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する以前に短期大学又は大学において履修して修得した授業科目の単位を、入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学長が教育上有益と認める時は、学生が本学に入学する以前における前条第3項に規定する学修を、入学した後の本学における授業科目の履修とみなし、単位の修得を認定することが出来る。
- 3 第1項、第2項により修得したものとみなし、認定することが出来る単位数は、転入学等の

場合を除き、前条の第1項及び同じく第3項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。この場合第29条の第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第31条 学生が本学を卒業するには、本学に2年以上在学し、次の各号に定める単位を修得しなければならない。具体的な卒業の要件は学修規程に定める。

(1) 教養教育科目、15単位以上

(2) 専門教育科目、48単位以上

2 卒業要件に関する必要な事項は、別に定める。

(卒業の認定)

第32条 学長は、前条に定める単位を修得した学生に対して卒業を認定し、短期大学士の学位を授与する。

(資格の取得)

第33条 栄養士の免許を得ようとする者は、食物栄養学科の学生で、栄養士法及び同施行規則（昭和23年厚生省令第2号）別表1に掲げる科目及び単位数に対応するものとして、学長が定める授業科目を履修し、その単位数を修得しなければならない。

第34条 衣料管理士資格を得ようとする者は、生活デザイン学科の学生で、社団法人日本衣料管理協会の衣料管理士認定規程に定める専門科目及び単位数に対応するものとして、学長が定める授業科目を履修してその単位数を修得した上で卒業し、かつ同規程に定められた試験に合格しなければならない。

第35条 二級建築士及び木造建築士の受験資格を得ようとする者は、生活デザイン学科の学生で、建築士法（昭和25年法律第202号）第15条第1号に定める科目及び単位数に対応するものとして、学長が定める授業科目を履修してその単位数を修得し、卒業しなければならない。

第7章 入学検定料、入学料、授業料その他の費用

(入学検定料等の金額)

第36条 入学検定料、入学料及び授業料の金額は、岐阜市立学校授業料等徴収条例別表のとおりとする。

(授業料の納入期)

第37条 授業料は、年2回に分割して、岐阜市立学校授業料等徴収条例に基づき期日までに納入しなければならない。

(退学等の場合の授業料)

第38条 休学、停学、退学、転学、除籍の者は、その学期の分納額を納入しなければならない。

2 休学が一学期にわたるときは、その学期の分納額は免除する。

(復学の場合の授業料)

第39条 復学しようとする者は、復学した学期の分納額を納入しなければならない。

(その他の費用)

第40条 実習費などは、必要に応じて徴収する。

(授業料等の還付)

第41条 既納の授業料等は、還付しない。

第8章 職員組織

(職員)

第42条 本学に、学校教育法第92条及び岐阜市立女子短期大学条例第5条の規定に基づき、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、司書その他必要な職員を置く。

2 本学に、客員教授を置くことができる。

第9章 教授会

(教授会)

第43条 本学に、学校教育法第93条第1項の規定に基づき、教授会を置く。

(教授会の構成)

第44条 教授会は、学長及び教授、准教授、講師、助教及び事務局長をもって構成する。

(教授会の任務)

第45条 教育公務員特例法第2章第1節（第10条を除く）及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第144条の規定によりその権限に属する事項のほか、次の各号に掲げる事項は、教授会の審議を経るものとする。

- (1) 学則その他本学内の規則の制定又は改廃に関する事
- (2) 事業計画に関する事
- (3) 教育及び研究施設の設置又は改廃に関する事
- (4) 教育課程及びその改廃に関する事
- (5) 学生の生活指導、厚生及びその身分に関する重要な事
- (6) 図書館に関する事
- (7) 科目等履修生、特別聴講学生、特別課程の履修者及び公開講座に関する事
- (8) 学外の大学や短期大学、その他の機関や団体との連携に関する事
- (9) その他本学の教育・研究に関して重要と認めた事

(教授会の運営)

第46条 教授会の運営に関して必要な事項は、学長が定める。

第10章 社会人及び帰国子女、外国人留学生、科目等履修生、特別聴講学生、聴講生、研究生、特別課程の履修者

(社会人及び帰国子女)

第47条 学長は、社会人及び帰国子女で第11条の規定によらないで、本学に入学を希望する者があるときは、審査の上入学を許可することができる。

2 前項の社会人及び帰国子女について必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第48条 学長は、外国人で、第11条の規定によらないで本学に入学を希望する者がいるときは、審査の上入学を許可することができる。

2 前項の外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第49条 学長は、相当の学力があると認められた者であって、定められた科目のうち、1科目又は数科目を選んで履修しようとする者がいるときは、学期のはじめに科目等履修生として履修を許可することができる。

2 学長は願出により科目等履修生が履修した科目について、単位修得証明書を交付することができる。

3 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第50条 学長は、前条に規定する科目等履修生のうち、本学と単位互換協定を結ぶ大学（短期大学及び高等専門学校を含む。以下この項において「単位互換大学等」という。）に在学する学生で、本学が定めた授業科目の履修を在学する単位互換大学等を通じて願出する者に対して、学期のはじめに特別聴講学生として履修を許可することができる。

2 第1条の規定にかかわらず、特別聴講学生は、女子に限らず履修を許可することができる。

3 特別聴講学生に関する必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第51条 学長は本学の授業科目を聴講しようとする者に対して、聴講生として受講を許可することができる。

2 聴講生に関する必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第52条 学長は本学教員の指導を受けて、特定の事項について研究しようとする者がいるときは、研究生として許可することができる。

2 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

(特別課程の履修生)

第53条 本学が体系的に編成した4科目（120時間）以上の特別課程を履修しようとする者がいるときは、その特別課程が編成された学期のはじめに、特別課程履修生として入学を許可することができる。

2 第1条の規定にかかわらず、特別課程履修生は女子に限らず履修を許可することができる。

3 特別課程履修生に関する必要な事項は、別に定める。

第11章 公開講座

(公開講座)

第54条 学長は、必要と認めるときは、本学に公開講座を設けることができる。

2 公開講座に関する必要な事項は、別に定める。

第12章 賞 罰

(表 彰)

第55条 学長は、素行、学業ともに優秀で他の模範となる学生を表彰することができる。

(懲 戒)

第56条 学長は、学生、科目等履修生、特別聴講生、聴講生、研究生、または特別課程の履修生が、本学の規則や規程に反し、又は学生、科目等履修生、聴講生、研究生、特別聴講生、または特別課程の履修生としての本分に反する行為があると認めたときは、懲戒を行うことができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対し行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなく、出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 科目等履修生、特別聴講生に対しては、退学に代えて履修取り消し処分とする。

第13章 附属図書館

(附属図書館の設置)

第57条 岐阜市立女子短期大学処務規則（昭和48年4月1日規則第19号）に基づき、本学に附属図書館長を置く。

2 学長は、附属図書館長を任命する。

3 附属図書館に関する必要な事項は、別に定める。

第14章 学生部長

(学生部長)

第58条 岐阜市立女子短期大学処務規則に基づき、本学に学生部長を置く。

2 学長は、学生部長を任命する。

3 学生部長の職掌については、別に定める。

第15章 雑 則

(入学試験情報開示)

第59条 学長は、受験生の願い出により、入学試験に係る個人別成績の情報を受験生本人に開示することができる。

2 前項の入学試験情報開示について必要な事項は、別に定める。

(補 足)

第60条 この学則で定めるもののほか、この学則の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則施行の際、現に在学している者にかかる、授業科目、単位数及び教育職員の資格取得については、第21条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第4項の規定は、公布の日から施行する。

(平成12年度の収容定員)

- 2 平成12年度における収容定員は、改正後の学則第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 科 名	平成12年度
英語英文学科	50人
英 文 学 科	50人
食物栄養学科	140人
生活デザイン学科	60人
被 服 学 科	100人

(経過措置)

- 3 この学則の施行の際、現に岐阜市立女子短期大学に在学する者にかかる授業科目及び単位数並びに卒業の要件は、改正後の第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(準備行為)

- 4 英語英文学科及び生活デザイン学科に学生を入学させるために必要な手続は、この学則の

施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。

(平成12年度の収容定員)

- 2 平成12年度における収容定員は、改正後の学則第2条の規定にかかわらず、附則第2項の表英文学科の項の次に次のように加えたものとする。

国際文化学科	60人
--------	-----

(準備行為)

- 3 国際文化学科に学生を入学させるために必要な手続は、この学則の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
ただし、第2章第2条第1項における平成13年度以前の学生については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成17年10月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第4項の規定は、公布の日から施行する。

(平成19年度の収容定員)

- 2 平成19年度における収容定員は、改正後の学則第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 科・専 攻 名		収容定員
英語英文学科		100人
国際文化学科		120人
食物栄養学科		120人
生活デザイン学科		60人
生活デザイン学科	アパレルデザイン専攻	40人
	インテリアデザイン専攻	20人

(経過措置)

- この学則の施行の際、現に岐阜市立女子短期大学に在学する者にかかる授業科目及び単位数並びに卒業の要件は、改正後の第21条及び第29条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(準備行為)

- 生活デザイン学科に学生を入学させるために必要な手続は、この学則の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- この学則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この学則の施行の際、現に岐阜市立女子短期大学に在学する者にかかる授業科目及び単位数並びに単位の計算方法は、改正後の第21条及び第28条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- この学則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この学則の施行の際、現に岐阜市立女子短期大学に在学する者にかかる授業科目及び単位数並びに履修の方法は、改正後の第21条及び第24条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この学則の施行の際、現に岐阜市立女子短期大学に在学する者にかかる授業科目、単位数及び履修方法は、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- この学則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の際、現に岐阜市立女子短期大学に在学する者にかかる授業科目、単位数及び履修方法は、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。